

第 21 回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年9月25日（水曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所

東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号
エビスバルビル「EVENT SPACE EBIS303」
『カンファレンススペース A、B、C』5階

議 案

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

目 次

第21回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	10
計算書類	30
監査報告	36

株主総会にご出席いただけない場合

インターネット等又は書面（郵送）により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2024年9月24日（火曜日）午後6時まで

株主各位

証券コード 2477
2024年9月4日
東京都渋谷区恵比寿一丁目21番3号
手間いらず株式会社
代表取締役社長 渡邊 哲男

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.temairazu.co.jp/ir/news>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「手間いらず」又は「コード」に当社証券コード「2477」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2024年9月24日（火曜日）午後6時までに、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

【インターネット等による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1 日 時	2024年9月25日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2 場 所	東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号 エビスバルビル「EVENT SPACE EBiS303」 『カンファレンススペース A、B、C』5階 ご来場の際は、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
3 株主総会の目的事項	報告事項 第21期（2023年7月1日から2024年6月30日まで） 事業報告及び計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
4 議決権の行使についてのご案内	(1) 書面による議決権行使の場合 本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年9月24日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。 (2) インターネット等による議決権行使の場合 インターネット等により議決権を行使される場合には、4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧の上、2024年9月24日（火曜日）午後6時までに行使してください。

以 上

招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年9月25日（水曜日）
午前10時（受付開始:午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2024年9月24日（火曜日）
午後6時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年9月24日（火曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月×日

〇〇〇〇〇〇

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

議決権行使のお取り扱いについて

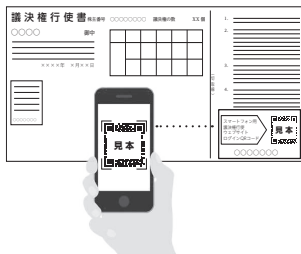
- 議決権の行使期限は、2024年9月24日（火曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回行使された場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- パソコン等のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

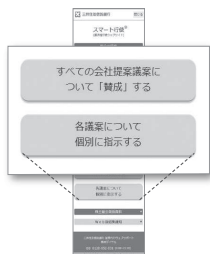
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル) (受付時間 9:00~21:00)

その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座の株主様)
三井住友信託銀行 証券代行部
[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

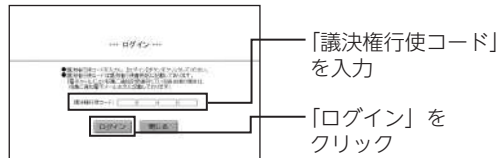
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

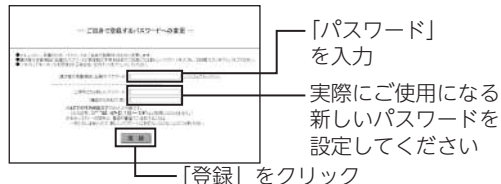
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。
※操作画面はイメージです。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつとして認識しており、将来の成長のための投資や事業展開の状況、各期の経営成績及び財政状態といった点を総合的に勘案しつつ、配当性向22.5%を目安に配当を実施することを基本方針としており、当期末の配当に関しましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、中間配当として14.0円をお支払いしておりますので、当期の1株当たりの年間配当金額は34.0円となります。

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 **20.0円**

配当総額 **129,597,320円**

剰余金の配当が効力を生じる日

2024年9月26日

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役1名を含む取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会より、異議はない旨の意見表明を受けております。

候補者番号

1

わた なべ てつ お
渡 邊 哲 男 (1971年10月16日生)

所有する当社の株式数 …………… 3,869,500 株

在任年数 …………… 21年

取締役会出席状況 …………… 18/18 回

再任**[略歴、当社における地位及び担当]**

1998年 4月 CSKベンチャーキャピタル株式会社入社
2003年 8月 比較.com株式会社（現・当社）設立
代表取締役社長就任（現任）

取締役候補者とした理由

渡邊哲男氏は、2003年8月に当社を設立し代表取締役に就任して以降、長年にわたって経営の重要事項の決定及び業務執行等の役割を適切に果たしています。今後とも、適切な当社経営の意思決定及び企業価値向上への貢献が期待されることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

なかのとしお
中野 寿男 (1987年3月6日生)

所有する当社の株式数 707 株
在任年数 1年
取締役会出席状況 13/13 回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

2011年4月 SMBC日興証券株式会社入社
2020年6月 株式会社Study Valley入社
2021年3月 Wovn Technologies株式会社入社
2022年7月 当社入社 経営管理部長
2022年9月 当社 執行役員 経営管理部長
2023年7月 当社 経営管理部長
2023年8月 当社 経営企画室長
2023年9月 当社 取締役 経営企画室長就任（現任）

取締役候補者とした理由

中野寿男氏は、当社で経営管理部長及び経営企画室長として活躍した実績に加え、ファイナンスやM&Aを中心としたコーポレート業務全般における豊富な経験と知識を有しております。持続的な企業価値向上への貢献が期待されることから、選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

すず き かず お
鈴木 一夫 (1972年8月4日生)

所有する当社の株式数 …………… 0 株
 在任年数 …………… 14 年
 取締役会出席状況 …………… 18/18 回

再任**[略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況]**

1998年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
 1998年4月 藤光・鈴木法律事務所入所（現任）
2010年9月 当社 社外取締役就任（現任）
 2021年6月 司ゴム電材株式会社 監査役就任（現任）
 2021年11月 セルポール工業株式会社 監査役就任（現任）

[重要な兼職の状況]

藤光・鈴木法律事務所 弁護士
 司ゴム電材株式会社 監査役
 セルポール工業株式会社 監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

鈴木一夫氏は、弁護士として培われた法律知識と幅広い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。同氏は社外役員となること以外での方法で直接企業経営に関与した経験はありませんが、業務を行う経営陣から独立した立場で、同氏の知識や経験を当社の経営の監督等に活かしていただくことを期待し、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 渡邊哲男氏は、会社法第2条第4号の2に規定する親会社等に当たります。
 3. 渡邊哲男氏の所有する当社の株式の数には、同氏の資産管理会社である68k株式会社が保有する株式数も含めて記載しております。
 4. 中野寿男氏の取締役会出席状況については、2023年9月26日の就任後に開催された取締役会を対象としております。
 5. 鈴木一夫氏は、社外取締役候補者であり、かつ、現在当社の社外取締役であります。当社の社外取締役に就任してからの年数は本定時株主総会終結の時をもって14年であります。
 なお、当社は鈴木一夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

6. 当社は、鈴木一夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、1,000万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

(ご参考) 本株主総会後の取締役のスキルマトリックス (予定)

(注) 本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	当社における地位		独立役員	指名・報酬委員会	当社が特に期待する知識・経験・能力						
					企業経営	財務会計	ファイナンス・M&A	法務・リスク管理	営業・マーケティング	IT・テクノロジー	グローバル
渡邊 哲男	代表取締役			●	●		●		●	●	
中野 寿男	取締役					●	●		●	●	
鈴木 一夫	社外取締役		●	● (委員長)				●			
長又 義郎	社外取締役	監査等委員 (常勤)	●	●			●		●		●
山本 祐紀	社外取締役	監査等委員	●		●	●					
洲崎 智広	社外取締役	監査等委員	●		●		●		●	●	

以上

事業報告 (2023年7月1日から2024年6月30日まで)

1 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

(わが国経済の状況)

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が収束し、経済活動が回復基調にあります。その一方で、中東地域をめぐる情勢や長期化するウクライナ情勢、円安基調の経済情勢等を背景としたエネルギー価格の高騰、物価の上昇、各国の金利政策等により、景気の先行きは不透明な状況が継続しております。

(当社業績と関連性が高い市場の状況)

アプリケーションサービス事業と関連性が高い宿泊旅行業界においては、インバウンド需要の回復が見られ、国内の宿泊需要や旅行消費額が堅調に推移しております。

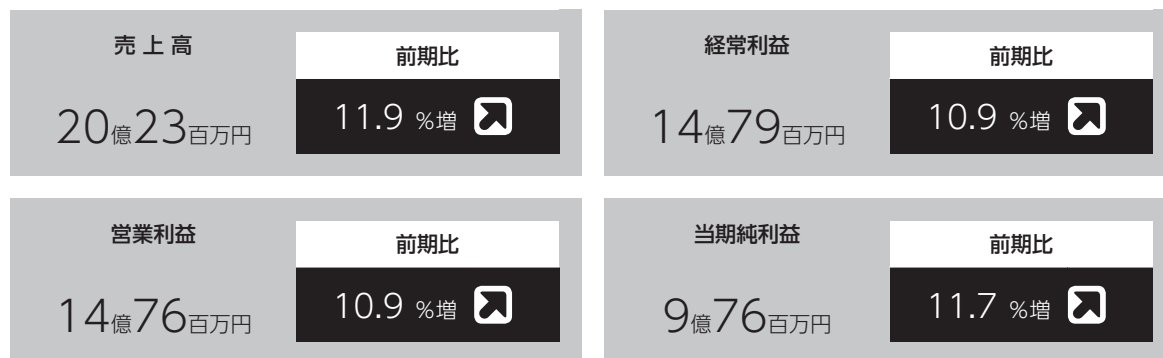
観光庁の調査によると、2023年7月から2024年5月までの日本国内の延べ宿泊者数は前年同期比約15%増、うち外国人延べ宿泊者数は約140%増となり、宿泊需要が堅調に推移しております。なお、2023年7月から2024年5月における延べ宿泊者数に占める外国人延べ宿泊者数の割合は約22%となり、前年同期間の約11%から約11%増加しております。また、日本政府観光局の発表によると、2023年7月から2024年5月の訪日外客の総数は約2,900万人で、前年同期比約142%増と前年を大きく上回る数字となりました。なお、2024年5月以前の12ヶ月間における訪日外客の総数は、2019年と比較し約97%まで回復しております。

このような事業環境の中、『TEMAIRAZU』シリーズでは、宿泊施設の業務効率化や利便性向上を目的としたシステム連携や、宿泊施設の販路拡大を目的とした国内外の宿泊予約サイト等との連携、そして『TEMAIRAZU』シリーズの機能拡充など、サービス価値向上に努めてまいりました。

(事業の概況)

当事業年度において、アプリケーションサービス事業は、インバウンド需要の回復により訪日旅行者が増加し、宿泊需要が堅調に推移した影響により、宿泊予約数が増え月額変動収入が増加いたしました。また、低い水準の解約率を維持し、新規契約を増やしたことにより月額固定収入も増加し、これらが当社の売上高・利益に反映されました。

その結果、当事業年度の売上高は2,023,990千円（前期比11.9%増）となりました。また、営業利益は1,476,791千円（前期比10.9%増）、経常利益は1,479,139千円（前期比10.9%増）、当期純利益は976,459千円（前期比11.7%増）となりました。



各セグメントの状況は以下のとおりです。

アプリケーションサービス事業 | 売上高 2,003百万円

宿泊業界における人手不足の課題に対し業務効率化・利便性向上を図ることを目的に、チェックイン業務を中心に宿泊施設の人手不足をサポートし、現場の効率的なオペレーションを可能にするサービスとして株式会社パレスリンクが提供する『TOMARO+』、ホスピタリティ業界向けクラウド・ホテル基幹システムとしてShiji Japan株式会社が提供する『Shiji Enterprise Platform』、予約管理、在庫管理、宿泊運営管理、顧客管理、マーケティング、会計帳票、経営分析など、宿泊業運営に必要な機能を一元化したAll in One型ツールとして株式会社AZOOが提供する『WASIMIL』とのシステム連携を行いました。

宿泊施設の販路拡大を図ることを目的に、15万軒以上の世界中のホテルを最安価格でリアルタイムに予約可能なオンラインサービスとしてホテルスキップ株式会社が提供する『ホテリア』、旅行者好みのプランを自由に作り上げることができる旅行予約サイトとして小田急電鉄株式会社が提供する『小田急旅の予約サイト』、全国140軒以上の宿泊施設からその日の都合や、その時々気分に合わせて好きな場所を選び、定額で宿泊可能なサブスクリプションサービスとして東急株式会社が提供する『TsugiTsugi』、別府市と共同で行っている別府温泉の旅館・ホテルを集約した別府市公式宿泊予約サイトとして一般社団法人別府市産業連携・協働プラットフォームB-biz LINKが提供する『ゆのくにゆのたび別府温泉』、グランピング施設、貸別荘や古民家一棟貸しなどのバケーションレンタル、農業体験を楽しめる農泊施設、お寺の宿坊に滞在できる寺泊施設等ユニークな宿泊施設に特化したサイトとして株式会社エイチ・アイ・エスが提供する『WOW+』、観光施設入場券などの特典や、旅行プランに合わせた丁寧な予約サポート、沖縄ツーリスト直営のレンタカー付きツアーなどのツアーサイトとして沖縄ツーリスト株式会社が提供する沖縄専門ツアーサイト『らんらんツアー』、ブロックチェーンを活用し、ホテルや別荘など人生を豊かにするサードプレイスを共同所有することができるデジタル会員権を探し、買することができるプラットフォームとして株式会社Pictors & Companyが提供する『Neut』、訪日台湾客向けに日本旅行の情報収集や計画づくり、日本の宿泊施設やレストランの予約をサイト内で行える特徴をもつサービスとしてBEENOS Travel株式会社が提供する『旅行酒吧（トラベルバー）』、デザイン性の高いサイト構成や宿泊施設を多角的に紹介する豊富なコンテンツを強みとして、現在韓国国内では会員数約30万人、インスタグラムのフォロワー数約26万人と成長を続けている予約サイトとして合同会社STAYFOLIOが提供する『STAYFOLIO』、中国の旅行者に自由で快適な旅を提供することに注力し航空券や鉄道チケット、宿泊施設、レストラン、レンタカー、パッケージツアー、地域のアトラクションなど旅行に関する包括的な旅行サービスプラットフォームとして

アリババグループ傘下のフリギー・トラベル・ジャパン株式会社が提供する『Fliggy』、中国だけでなく東アジア、東南アジアからの取り扱いも増え500社を超える旅行会社へ訪日旅行商品を提供するB2B業務プラットフォームとして株式会社ジャパンホリデートラベルが提供する『EASY STAY』とのシステム連携を行いました。また、旅行会社等とのシステム連携拡大を図ることを目的に、旅行・観光業界向けSaaS型商品販売プラットフォームとしてフォルシア株式会社が提供する『webコネクト』とのシステム連携を開始しました。

宿泊施設の自社予約比率向上の一助になる事を目的に、旅行会社12社及び宿泊施設公式サイト掲載の宿泊プランを集約・一括検索可能なサービスとして株式会社カカココムが提供する『価格.com 旅行・トラベル』、宿泊施設が自社の公式サイトで予約を受け付けるために使用する予約エンジンとして株式会社ピアトゥーが提供する『STAYNAVI BOOKING』とのシステム連携を行いました。

『TEMAIRAZU』シリーズにおいては、宿泊業界における人手不足の課題解決として、レベニューマネジメント等に関わる業務の自動化を実現し、業務効率化とコスト削減によって宿泊施設の利益を最大化する『手間いらず 自動』をリリースしました。具体的には、①料金調整の自動化②連泊制限の自動化③最安値確認の自動化④報告業務の自動化を実現しています。また、TEMAIRAZUのオプション機能としてキャンセル待ちを自動処理する『キャンセル待ち』機能をリリースしました。キャンセル待ち機能は宿泊施設の業務効率化を図るとともに、機会損失を軽減し利益を創出することが期待できます。なお、機能改善及びシステム強化については、継続的に実施しております。

これらのシステム連携、機能拡充やインフラ強化等を行うことでサービス価値の向上に努め、宿泊施設の売上高及び利益の拡大に必要なサービスとなるべく取り組みました。営業活動においては、2024年2月13日から16日にかけて東京ビッグサイトにて開催された大規模イベント『国際ホテルレストランショーHCJ2024』へ出展しました。その他、『TEMAIRAZU』シリーズのパートナー企業との共同ウェビナーの開催など、引き続きオンラインも活用しながら、シェア拡大に向け営業・プロモーション活動を積極的に行いました。

当事業年度においては、訪日旅行者の増加等により宿泊予約数が増加し、月額変動収入が増加いたしました。また、月額固定収入も増加し、これらが当社の売上高・利益に反映されました。

その結果、アプリケーションサービス事業の売上高は2,003,466千円(前期比13.1%増)、セグメント利益は1,611,640千円(前期比10.9%増)となりました。

インターネットメディア事業 | 売上高 20百万円

比較サイト『比較.com』においては、検索エンジンの最適化、ユーザーインターフェースの改善、モバイルユーザービリティの向上等の対策を継続的に行いましたが、検索エンジンのアルゴリズムの影響を受け、サイトのトラフィックが減少しました。この結果、インターネットメディア事業の売上高は20,523千円(前期比46.5%減)となり、セグメント利益は10,278千円(前期比63.0%減)となりました。

② 設備投資の状況

アプリケーションサービス事業において、6,235千円の設備投資を実施しました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

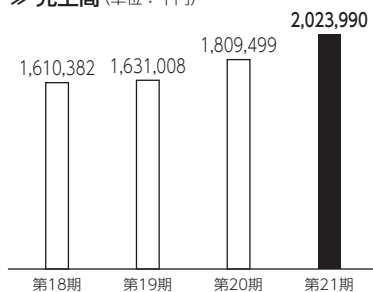
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

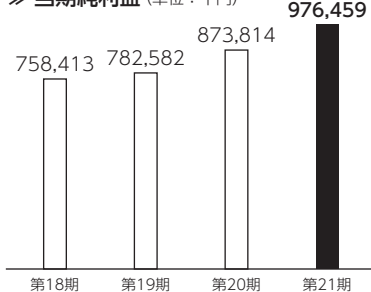
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

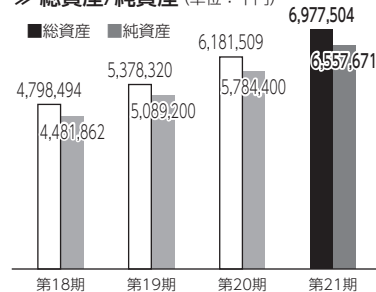
≫ 売上高 (単位：千円)



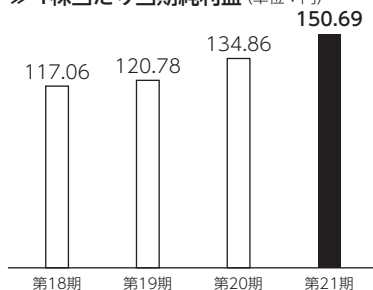
≫ 当期純利益 (単位：千円)



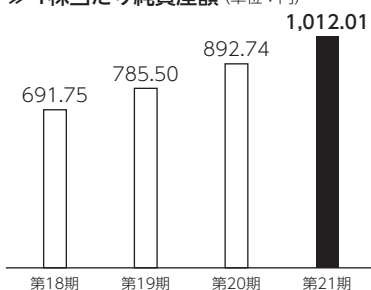
≫ 総資産/純資産 (単位：千円)



≫ 1株当たり当期純利益 (単位：円)



≫ 1株当たり純資産額 (単位：円)



区 分	第18期 (2021年6月期)	第19期 (2022年6月期)	第20期 (2023年6月期)	第21期 (当事業年度)
売 上 高 (千円)	1,610,382	1,631,008	1,809,499	2,023,990
当 期 純 利 益 (千円)	758,413	782,582	873,814	976,459
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	117.06	120.78	134.86	150.69
純 資 産 (千円)	4,481,862	5,089,200	5,784,400	6,557,671
総 資 産 (千円)	4,798,494	5,378,320	6,181,509	6,977,504
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	691.75	785.50	892.74	1,012.01

(3) 対処すべき課題

今後事業を展開するにあたり、当社が対処すべき課題として認識している点は以下のとおりであります。

① サービスレベルの向上

当社の競争力を強化し、より多くの宿泊施設やインターネットユーザーを獲得するためには、サービスの品質を総合的に高め、充実させることが必要不可欠であると考えております。今後も新規サービスの開発や機能追加を一層進め、より多くの宿泊施設及びインターネットユーザーのニーズに応えられるサービスを目指してまいります。

② 営業力の強化

当社は小規模組織であることから営業部門も少数精鋭の体制で運営しております。営業部門は、蓄積されたノウハウを活かした提案により営業活動を推進しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により落ち込んでいた宿泊需要に回復の兆しが見えてきたことを背景に、受注の獲得機会が増加することが予想され、営業力の強化、営業人員の早期育成が必要であると考えております。

具体的には、教育研修制度の充実、営業ツールやマニュアル等の整備、営業活動に集中できるようにサポート部門の充実、また、既存営業人員の育成と同時に、即戦力となる営業人員の採用を行い、営業力の強化を図ってまいります。

③ 優秀な人材の確保及び育成

当社が展開しているビジネスは、従業員一人一人がユーザーの視点でニーズを感じ取り、企画し、ビジネスへと昇華することのできる知識と経験、ビジネスセンスが求められております。すなわち、個人の感性や経験等が事業展開の確実性、スピード、サービス内容の質に影響を及ぼすため、優秀な人材を確保することが経営の重要な課題と認識しております。そこで、優秀な人材にとって魅力ある企業となるため、労働基準法等の関連法令に従った労務管理の実施はもとより、公正な評価基準及び成果に連動した給与体系の構築や教育研修の充実に力を入れてまいります。採用においては、ビジネス経験を重視した中途採用に重点をおきつつも、将来的に会社を担う人材を発掘するために新卒採用も積極的に実施し、人員体制の拡充を図ってまいります。

④ 組織体制の整備

当社は、高成長を維持し、継続的に企業価値を拡大していくために、事業の規模に見合った経営管理体制の充実が不可欠であると認識しております。そのため適時必要な組織改編を行い、優秀な人材の確保とバランスの取れた組織体制の整備に配慮してまいります。

⑤内部統制の強化及びコーポレート・ガバナンスの充実

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業価値を継続的に高めていくために不可欠な経営統治機能と位置づけており、コーポレート・ガバナンス体制の強化及び充実に努めております。その一環として、当社は2021年9月17日、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員である取締役を取締役会の構成員とすることで、取締役に対する監視・チェック機能を強化し、コンプライアンス及びリスク管理の徹底を図ることで、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実に取り組んでおります。

また当社は、いかなる場合においても反社会的勢力及びその関係者とは取引や交際をせず、金銭その他の経済的利益を提供しないこと、また、反社会的勢力に対しては組織的に対応することとしております。

社内体制としましては、反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署が、反社会的勢力に関する情報を一元管理し、反社会的勢力との関係を遮断するための組織的取組みを行うとともに、警察庁・都道府県警察本部等との連携等を行うこととしております。反社会的勢力からの不当な要求に対しては、対応を統括する部署が上記機関に相談し対応することとしております。

⑥ITシステムのリスクと対策

当社のビジネスはITシステムを基盤として収益を生み出しており、当社のビジネスの根幹をなしているとも言えます。それゆえに外部からのサイバー攻撃、個人情報等の情報漏洩や人的・物的要因によるシステム障害のリスクが高いと認識しております。そのため、アプリケーションサービスの顧客である宿泊施設やインターネットユーザーに安心安全に利用してもらうためには従業員一人一人への高い情報リテラシーの植え付けやシステムの開発・保守・運用を担っている開発部員の技術力の向上、セキュリティ対策などによりリスク対策の強化が重要であると考えています。引き続き人的要因によるセキュリティリスクを防ぐ対策を取っていくとともに、完璧なシステムはないということを念頭に置いて災害によるシステム障害や外部からのサイバー攻撃等の突発的な事象にも対応できる更なる対策を行ってまいります。

(4) 主要な事業内容 (2024年6月30日現在)

当社事業の種類別セグメント情報は次のとおりです。

①アプリケーションサービス事業

アプリケーションサービス事業におきましては、主にホテルや旅館等の宿泊施設に対して、宿泊予約サイトコントローラー『TEMAIRAZU』シリーズを中心としたサービスの提供を行っております。宿泊予約サイトコントローラーとは、複数の宿泊予約サイト及び自社宿泊予約エンジンの在庫・料金等を一元管理できるサービスです。当事業における収入は、主に月額固定の基本利用料・オプション利用料等と予約数に応じて課金がされる変動料金で構成されています。

②インターネットメディア事業

インターネットメディア事業におきましては、比較サイト『比較.com』を中心とした広告媒体の運営を行っております。『比較.com』においては、ショッピング、プロバイダー、旅行、資産運用といった様々な分野の商品・サービスに関する情報を、インターネットユーザーのニーズに沿って整理し提供しております。また、当社ウェブサイトは、資料請求や見積請求、申込、予約、購買取次等のサービスも提供しております。当事業における収入は、主に月額固定の広告収入と成果報酬型の広告収入で構成されています。

(5) 主要な営業所 (2024年6月30日現在)

名称	所在地
本社	東京都渋谷区恵比寿一丁目21番3号
大阪営業所	大阪府吹田市広芝町8番12号

(6) 使用人の状況 (2024年6月30日現在)

事業部門	使用人数	前事業年度末比増減
アプリケーションサービス事業	32名	3名増
インターネットメディア事業	1名	－
全社（共通）	8名	－
合 計	41名	3名増

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
41（5）名	3名増	34.2歳	4年1ヶ月

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、パート社員は（）内に年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(7) 主要な借入先の状況 (2024年6月30日現在)

該当事項はありません。

(8) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況 (2024年6月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,480,396株
(うち自己株式 530株)
- (3) 株主数 3,294名
(うち単元株主数2,748名)

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
68k株式会社	3,290,000	50.77
渡邊 哲男	579,500	8.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	482,300	7.44
JP MORGAN CHASE BANK 385632	250,000	3.86
光通信株式会社	231,300	3.57
INTERACTIVE BROKERS LLC	89,600	1.38
CACEIS BANK/QUINTET LUXEMBOURG SUB AC / UCITS CUSTOMERS ACCOUNT	89,100	1.38
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	81,800	1.26
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	63,410	0.98
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	36,300	0.56

(注) 1. 持株比率は、自己株式 (530株) を控除して計算しております。

2. 筆頭株主である68k株式会社は、当社代表取締役である渡邊哲男がその株式を直接100%保有する同氏の資産管理会社であります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く) 1名に対して譲渡制限付株式の付与のため、2023年11月14日付で普通株式562株を発行し、交付いたしました。なお、当社の株式報酬の内容につきましては、「事業報告 4.会社役員の状態 (3)取締役の報酬等の決定に関する方針」に記載しております。

3 当事業年度末における新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2024年6月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡邊 哲 男	
取締役	中野 寿 男	経営企画室長
取締役	鈴木 一 夫	弁護士 藤光・鈴木法律事務所 弁護士 司ゴム電材株式会社 監査役 セルポール工業株式会社 監査役
取締役 (常勤監査等委員)	長又 義 郎	
取締役 (監査等委員)	山本 祐 紀	税理士 株式会社ローツェ・コンサルティング 代表取締役 山本祐紀税理士事務所 所長 株式会社TRIAD 取締役 株式会社MUSCA 監査役
取締役 (監査等委員)	洲崎 智 広	株式会社テクノブラッド 監査役 株式会社アイ・コーリング 代表取締役 株式会社マリモ 監査役 株式会社Alba Link 社外取締役 株式会社GROWTH POWER 社外監査役

- (注) 1. 鈴木一夫氏、長又義郎氏、山本祐紀氏、及び洲崎智広氏は、社外取締役であります。また、当社は各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 当社は、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とし、監査の実効性を高めるため、長又義郎氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役山本祐紀氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づいた損害賠償責任の限度額は1,000万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。

(3) 取締役の報酬等の決定に関する方針

当社は、2021年9月17日開催の取締役会において、以下のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

①基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととする。

②報酬枠範囲内の基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、2021年9月17日開催の第18回定時株主総会において決議された報酬枠範囲内で、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

<報酬限度額>

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、年額400百万円以内（うち、社外取締役分は年額30百万円以内）。なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。

③非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は譲渡制限付株式とし、2021年9月17日開催の当社第18回定時株主総会で決議された以下の報酬枠の範囲内で、対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、取締役会で決定するものとする。

<譲渡制限付株式報酬枠範囲>

- ・譲渡制限付株式に関する報酬等として給付する金銭報酬債権の年間総額：20百万円以内
- ・各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限：23,000株
- ・譲渡制限付株式の譲渡制限期間：3年間から5年間までの間
- ・報酬の対象期間：定時株主総会から次の定時株主総会までの期間

④金銭報酬の額及び非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額及び非金銭報酬等の割当株式数については、株主総会で決定する限度内で役位、職責、在任年数に応じて他社水準も考慮しながら経営内容及び経済情勢を勘案し、取締役会にて審議、決議いたします。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、「取締役の報酬等の決定に関する方針」に従って取締役会にて審議した結果、取締役会は適正なものと判断しております。

(4) 取締役の報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	報酬等の種類別の総額 (千円)		報酬等の総額 (千円)
		基本報酬 (金銭報酬)	非金銭報酬	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	3 (1)	26,670 (1,790)	252 (-)	26,922 (1,790)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	3 (3)	7,120 (7,120)	- (-)	7,120 (7,120)
合 計 (うち社外役員)	6 (4)	33,790 (8,910)	252 (-)	34,042 (8,910)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬は、取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。) 1名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。
3. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬限度額は、2021年9月17日開催の第18回定時株主総会において年額400百万円以内(うち、社外取締役分は年額30百万円以内)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の員数は3名 (うち社外取締役1名) です。また、2021年9月17日開催の第18回定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠で、取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。) に対し、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権として年額200百万円以内、株式数の上限を年23千株と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役 (社外取締役を除く。) の員数は2名です。
4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年9月17日開催の第18回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役鈴木一夫氏は、藤光・鈴木法律事務所の弁護士、司ゴム電材株式会社及びセルポール工業株式会社の監査役であります。各兼職先と当社との重要な取引等の関係はありません。
- ・ 取締役山本祐紀氏は、株式会社ローツェ・コンサルティングの代表取締役、山本祐紀税理士事務所の所長、株式会社TRIADの取締役及び株式会社MUSCAの監査役を兼務しております。なお、各兼職先と当社との重要な取引等の関係はありません。
- ・ 取締役洲崎智広氏は、株式会社テクノブラッド、株式会社マリモの監査役、株式会社GROWTH POWERの社外監査役、株式会社アイ・コーリングの代表取締役及び株式会社Alba Linkの社外取締役であります。各兼職先と当社との重要な取引等の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

		取締役会（18回開催）	監査等委員会（17回開催）
		出席回数（回）	出席回数（回）
取締役	鈴木一夫	18	－
取締役 (常勤監査等委員)	長又義郎	18	17
取締役 (監査等委員)	山本祐紀	18	17
取締役 (監査等委員)	洲崎智広	18	17

(発言の状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要)

- ・取締役鈴木一夫氏は、弁護士としての専門的な見地から、取締役会において意思決定の適正性、妥当性を確保するための発言を行い、業務を行う経営陣から独立した立場で、当社の経営の監督を行っております。これらにより、社外取締役として期待される役割を果たしています。
- ・取締役（監査等委員）長又義郎氏は、長年にわたる監査役としての経験から、取締役会において、議案審議に必要な助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、常勤監査等委員として監査状況の報告及び取締役の職務執行全般に係る事項等に関して発言し、公正不偏の観点から監査・監督を行っております。これらにより、取締役（監査等委員）として期待される役割を果たしています。
- ・取締役（監査等委員）山本祐紀氏は、税理士としての専門的な見地から、取締役会において意思決定の適正性、妥当性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、主に財務・会計の見地から取締役の職務執行に係る事項等について幅広く発言し、監査・監督を行っております。これらにより、取締役（監査等委員）として期待される役割を果たしています。
- ・取締役（監査等委員）洲崎智広氏は、経営全般についての豊富な経験と幅広い見識から、取締役会において経営判断、意思決定に必要な発言を適宜行い、当社の経営の監督を行っております。また、監査等委員会において、主に経営経験者の立場から監査についての意見交換等、適宜必要な発言を行っております。これらにより、取締役（監査等委員）として期待される役割を果たしています。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 監査等委員会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、職務の執行が、法令、定款並びに社会規範・倫理、社内規程等に適合することを確保し、適正かつ健全に行われるためのコンプライアンス体制を構築いたします。コンプライアンス体制の徹底をはかるため、経営企画室が全社横断的なコンプライアンス体制の整備と問題点の把握に努めます。

また内部監査担当者は、内部監査規程に基づき、各部署の職務執行に関するコンプライアンスの遵守状況等について監査し、その内容について代表取締役及び監査等委員会に報告いたします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報について、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び社内規程に従い適切に保存・管理いたします。取締役、監査等委員会及び内部監査担当者から要請があった場合には、速やかに閲覧に供することとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な損失を与えるおそれのあるリスク（コンプライアンス、財務、法務、環境、品質、災害、情報セキュリティ等）については、それぞれの対応部署にて、規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社の対応は経営企画室が行い、その実効性を確保いたします。新たに生じた重要なリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めるものとします。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役の役割分担、各部署の職務分掌、指揮命令系統、権限並びに意思決定のルールを職務分掌規程、職務権限規程等に明確に定め、適切に権限を委譲し効率的に職務を遂行いたします。取締役会で決議すべき事項及び承認すべき事項は取締役会規程に定め、その他の重要事項の審議もしくは決定を行う機関として、関連する社内規程に従い各機関を設置いたします。
- b. 中期経営計画及び単年度の経営計画に基づき、各部署において目標達成に向けて職務を遂行することとし、毎月開催される取締役会において月次業績のレビューを行い、必要に応じて改善策、目標修正を講じます。

⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正かつ効率的な業務運営を確保するため、経営理念に基づき業務を執行し、社内規程や業務マニュアルにて補完しつつその内容についても適宜見直しております。また、内部監査担当者は業務活動における生産性向上や適正性の確保・コンプライアンス等の観点から、業務執行状況の監査を実施し、内部統制の改善指導及び実施の支援を行います。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会が職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、内部監査担当者と協議の上、適宜、専任又は兼任による使用人を置くこととします。また監査等委員会の職務を補助する使用人の職務については、取締役からの独立性を確保するものとし、任命、異動、人事考課などについては、監査等委員会の同意を得た上で決定するものとし、

⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役は、法定の事項以外に、取締役の不正行為、法令・定款違反等重要な事項については、監査等委員会に対し、直ちに報告を行うものとし、また、監査等委員会は、取締役会のほか重要な会議に出席し、必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとします。さらに、監査等委員会に報告をした者に対し報告をしたことを理由として不利な扱いをしないこととします。

⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は、債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の請求をしたときは、当該費用が監査等委員の職務に必要なでないと認められた場合を除き、これに応じるものとし、

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、会計監査人、内部監査担当者とそれぞれ定期的に意見・情報交換を行い、連携して当社及び当社グループの監査の実効性を確保するものとし、また、監査等委員会は職務の遂行に必要なと判断したときは、前項に定めのない事項に関しても、取締役及び使用人並びに会計監査人に対して報告を求めることができることとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

経営及び業務執行の健全かつ適切な運営の強化のため、各部署においてその適切な運用に努めるとともに、内部統制担当部署がその運用状況を随時モニタリングしております。その結果を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの運用に努めております。また、全社員へ教育・研修を定期的実施することで、コンプライアンス意識の周知徹底を図っております。

リスク管理につきましては、効果的・効率的に進めるため、リスク種別ごとの責任部署による対応を基本とする体制をとっておりますが、その対応状況については、取締役会等でフォローを行っております。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつとして認識しており、将来の成長のための投資や事業展開の状況、各期の経営成績及び財政状態といった点を総合的に勘案しつつ、配当性向22.5%を目安に配当を実施することを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、上記の方針に基づき、1株当たり20.0円とさせていただく予定であります。なお、中間配当として14.0円をお支払いしておりますので、当期の1株当たりの年間配当金額は34.0円となります。

(注) 本事業報告の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2024年6月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	6,899,420
現金及び預金	6,565,274
売掛金	311,903
前渡金	0
前払費用	27,747
その他	8
貸倒引当金	△5,513
固定資産	78,084
有形固定資産	3,913
建物	2,167
減価償却累計額	△2,167
工具、器具及び備品	33,134
減価償却累計額	△29,220
無形固定資産	6,126
ソフトウェア	6,126
投資その他の資産	68,044
敷金及び保証金	16,751
繰延税金資産	40,124
その他	11,222
貸倒引当金	△53
資産合計	6,977,504

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

科目	金額
負債の部	
流動負債	419,833
未払金	16,843
未払費用	27,863
未払法人税等	295,314
未払消費税等	34,091
契約負債	39,950
預り金	4,006
その他	700
未払配当金	1,062
負債合計	419,833
純資産の部	
株主資本	6,557,671
資本金	717,642
資本剰余金	1,011,134
資本準備金	1,008,642
その他資本剰余金	2,491
利益剰余金	4,830,030
その他利益剰余金	4,830,030
繰越利益剰余金	4,830,030
自己株式	△1,136
純資産合計	6,557,671
負債純資産合計	6,977,504

損益計算書 (2023年7月1日から2024年6月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		2,023,990
売上原価		204,215
売上総利益		1,819,774
販売費及び一般管理費		342,983
営業利益		1,476,791
営業外収益		2,909
受取利息	1,156	
その他	1,753	
営業外費用		562
その他	562	
経常利益		1,479,139
税引前当期純利益		1,479,139
法人税、住民税及び事業税	508,893	
法人税等調整額	△6,213	502,679
当期純利益		976,459

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2023年7月1日から2024年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金			
当期首残高	717,041	1,008,041	2,491	1,010,533	4,057,679	△854	5,784,400	5,784,400
事業年度中の変動額								
譲渡制限付株式報酬	600	600		600			1,201	1,201
剰余金の配当					△204,108		△204,108	△204,108
当期純利益					976,459		976,459	976,459
自己株式の取得						△282	△282	△282
事業年度中の変動額合計	600	600	—	600	772,351	△282	773,270	773,270
当期末残高	717,642	1,008,642	2,491	1,011,134	4,830,030	△1,136	6,557,671	6,557,671

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
工具、器具及び備品 4～10年

② 無形固定資産

定額法によっております。
なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(2) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する各事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

① アプリケーションサービス事業

当社は、複数の予約サイト及び自社サイトの在庫・料金・予約情報を一元管理できる宿泊施設向けサービスの提供を行うことを履行義務としております。月額固定の利用料金は、契約期間に応じて履行義務が充足されるため、当該期間で収益認識しております。また、予約数に応じた従量課金による変動料金は、予約が成立する時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

② インターネットメディア事業

当社比較サイトに広告を掲載することを履行義務としております。月額固定の広告収入は、契約期間に応じて履行義務が充足されるため、当該期間で収益認識しております。また、成果報酬型の広告収入は、成果が確定する時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末の株式数（株）
普通株式	6,479,834	562	—	6,480,396

(注) 発行済株式数の増加は譲渡制限付株式報酬による増加分であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末の株式数（株）
普通株式	436	94	—	530

(注) 自己株式数の増加は単元未満株式の買い取りによる増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年9月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	113	17.5	2023年6月30日	2023年9月27日
2024年1月31日 取締役会	普通株式	利益剰余金	90	14.0	2023年12月31日	2024年3月1日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年9月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	129	20.0	2024年6月30日	2024年9月26日

3. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、営業活動によるキャッシュ・フローのほか、これまで蓄積してきた内部留保を財源に経営を行っており、原則として借入金に依存しておりません。一時的な余資については短期的な預金等に限定し運用しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に本社オフィスの賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金の支払期日は1年以内であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は、債権管理業務マニュアルに従い、営業債権について、顧客ごとに残高を管理し、約定期限を過ぎた債権については、その原因及び回収予定の把握を行うとともに、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金については、差入先の信用状況を把握することにより、リスク低減を図っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「敷金及び保証金」については、時価と帳簿価額が一致しており重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

4. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	アプリケーション サービス事業	インターネット メディア事業	
月額固定	1,515,569	2,080	1,517,649
月額変動	428,311	18,443	446,755
その他	59,584	－	59,584
顧客との契約から生じる収益	2,003,466	20,523	2,023,990
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	2,003,466	20,523	2,023,990

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項 (3) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金繰入超過額	1,704千円
未払事業税	14,557千円
ソフトウェア償却額	7,791千円
均等償却額	954千円
減価償却超過額	214千円
前受収益	10,384千円
資産除去債務	3,674千円
譲渡制限付株式報酬	77千円
その他	765千円
繰延税金資産合計	40,124千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,012円01銭
1株当たり当期純利益	150円69銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年8月9日

手問いらす株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	孫 延生
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	相澤 陽介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、手問いらす株式会社の2023年7月1日から2024年6月30日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年7月1日から2024年6月30日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年8月9日

手間いらす株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員（社外取締役） 長 又 義 郎 ㊟

監査等委員（社外取締役） 山 本 祐 紀 ㊟

監査等委員（社外取締役） 洲 崎 智 広 ㊟

以 上

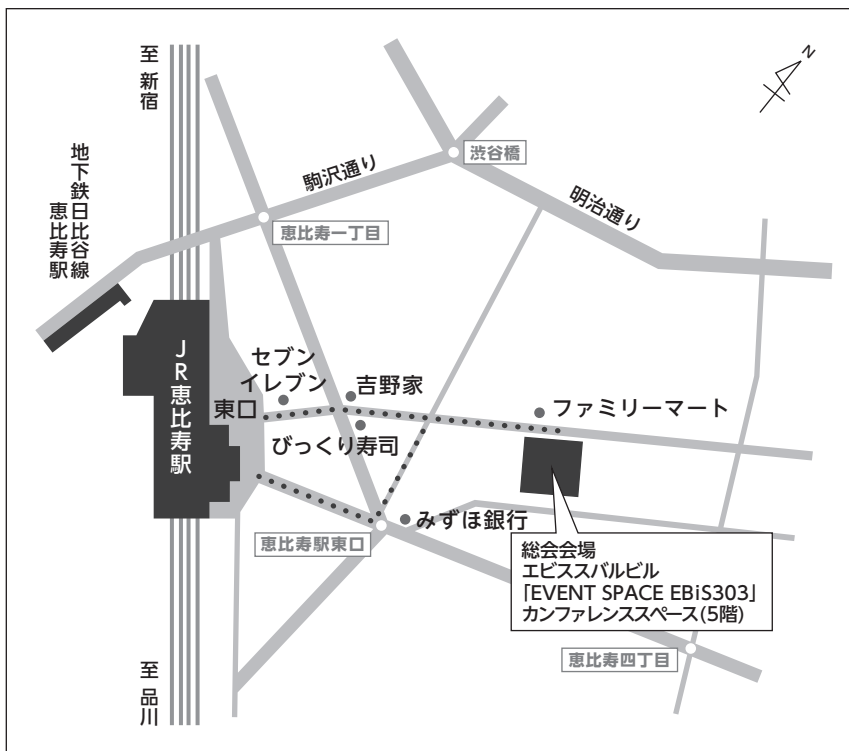
定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号
エビスバルビル「EVENT SPACE EBiS303」
『カンファレンススペース A、B、C』5階
0120-303-557 (代表)

交通アクセス

JR恵比寿駅東口から徒歩約3分
地下鉄日比谷線恵比寿駅1番出口から徒歩約4分



<ご留意点>

・昨年に引き続き、経営近況報告会とお土産は中止とさせていただきます。予めご了承ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。